

令和7年度 宍粟市防災会議次第

日 時：令和7年6月19日(木)13:30～

場 所：宍粟防災センター5階 ホール

1. 開 会

2. あいさつ

3. 委員紹介（自己紹介）

4. 議 事

(1)宍粟市地域防災計画の改訂について

①改訂素案について

②事前意見にかかる対応について

【別紙①、別紙②】

(2)今後のスケジュールについて

5. 報告事項

令和7年度防災の取組について

①宍粟市

②国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所

③陸上自衛隊中部方面特科連隊

④兵庫県西播磨県民局総務企画室

6. 閉 会

令和7年度 宍粟市防災会議委員名簿

No.	委員構成	役職名	氏名	代理出席
-	会長	宍粟市長	福元 晶三	
1	第3条第5項第1号委員(県職員)	兵庫県西播磨県民局総務企画室長	衣笠 佳幸	
2		兵庫県西播磨県民局龍野健康福祉事務所長	勝山 博信	
3		兵庫県西播磨県民局光都農林振興事務所長	村上 晴茂	
4		兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所長	吉田 圭介	
5	第3条第5項第2号委員(警察官)	兵庫県宍粟警察署長	重信 裕一	
6	第3条第5項第3号委員(指定地方行政機関職員)	国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所長	富本 和也	
7		陸上自衛隊中部方面特科連隊第1大隊第2中隊長	文元 聡志	杉田 朝
8	第3条第5項第4号委員(市職員)	宍粟市総務部長	砂町 隆之	
9		宍粟市市民生活部長	森本 和人	
10		宍粟市健康福祉部長	三木 義彦	
11		宍粟市産業部長	中村 仁志	
12		宍粟市建設部長	樽本 勝弘	
13		宍粟市教育部長	大砂 正則	
14		宍粟市一宮市民局長	西林 文隆	
15		宍粟市波賀市民局長	石垣 貴英	
16		宍粟市千種市民局長	大田 敦子	
17		公立宍粟総合病院副院長兼事務部長	菅原 誠	
18	宍粟市健康福祉部次長	栗山 早苗	欠席	
19	第3条第5項第5号委員(副市長及び教育長)	宍粟市副市長	富田 健次	
20		宍粟市教育長	中田 直人	
21	第3条第5項第6号委員(消防長)	西はりま消防組合消防本部消防長	中川 裕文	
22	第3条第5項第7号委員(消防団長及び消防団副団長)	宍粟市消防団長	松本 二郎	
23		宍粟市消防団副団長	片山 善晴	
24		宍粟市消防団副団長	岸野 健三	
25	第3条第5項第8号委員(指定公共機関若しくは指定地方公共機関の役員、職員)	NTT西日本兵庫支店設備部災害対策室次長	安田 誠	
26		関西電力送配電株式会社姫路本部姫路配電営業所長	田中 武士	渡利伸二
27		株式会社ウイング神姫	上山 英則	
28		宍粟市医師会長	山岸 洋之	
29	第3条第5項第9号委員(自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者)	宍粟市山崎町連合自治会長	野村 和男	
30		宍粟市一宮町連合自治会長	樽本 秀昭	
31		宍粟市波賀町連合自治会長	柿本 義人	
32		宍粟市千種町連合自治会長	安原 勝則	
33	第3条第5項第10号委員(市長が特に必要と認める者)	西はりま消防組合宍粟消防署長	宮内 弘喜	
34		宍粟市民生委員児童委員協議会連合会長	春名 郷子	
35		宍粟市社会福祉協議会	藤原 千尋	
36		西播磨防災リーダー会宍粟部会	助光 ゆかり	
37		兵庫県防災士会	高井 洋子	
38		宍粟市ボランティア連絡会	松下 由美子	
39		宍粟市商工会女性部長	壺阪 順子	
40		JA兵庫西女性会宍粟地区代表	三木 清美	
41		JAハリマ女性会長	柴原 美恵子	
42		宍粟市国際交流協会	栗山 こまよ	
43		兵庫県介護支援専門員協会宍粟支部	藤永 綾子	
44		宍粟市民代表(公募委員)	中林 久美子	
45		宍粟市民代表(公募委員)	岡西 清治	
-	事務局	宍粟市市長公室長	水口 浩也	
-		宍粟市市長公室次長	中尾 美恵子	
-		宍粟市市長公室次長兼危機管理課長	田中 藤夫	
-		宍粟市市長公室危機管理課副課長	小椋 政彦	
-		宍粟市市長公室危機管理課係長	上野 健	
-		宍粟市市長公室危機管理課危機管理係主査	長野 伸司	

座 席 表

- ・西はりま消防組合
消防長
- ・宍粟警察署長
- ・教育長
- ・市長
- ・副市長
- ・国道省姫路河川
国道事務所長
- ・陸自中部方面特科連
第一大隊第二中隊長
- ・西播磨県民局
総務企画室長

	○	○	○	○	○	○	○
・西はりま消防組合 宍粟消防署長	○						・西播磨県民局 龍野健康福祉事務所長
・宍粟市医師会長	○						・西播磨県民局 光都農林振興事務所長
・宍粟市山崎町連合自治会長	○						・西播磨県民局 龍野土木事務所長
・宍粟市一宮町連合自治会長	○						・宍粟市消防団長
・宍粟市波賀町連合自治会長	○						・宍粟市消防団副団長
・宍粟市千種町連合自治会長	○						・宍粟市消防団副団長
・宍粟市民生委員児童委員 協議会連合会長	○						・NTT西日本兵庫支店 設備部災害対策室次長
・宍粟市社会福祉協議会	○						・関西電力送配電(株) 姫路本部姫路配電営業所長
・西播磨防災リーダー会 宍粟部会	○						・(株)ウイング神姫
・兵庫県防災士会	○						・宍粟市総務部長
・宍粟市ボランティア連絡会	○						・宍粟市市民生活部長
・宍粟市商工会女性部長	○						・宍粟市健康福祉部長
・JA兵庫西女性会 宍粟地区代表	○						・宍粟市産業部長
・JAハリマ女性会長	○						・宍粟市建設部長
・宍粟市国際交流協会	○						・宍粟市教育部長
・宍粟市介護支援専門員 協会宍粟支部	○						・宍粟市一宮市民局長
・宍粟市民代表(公募)	○						・宍粟市波賀市民局長
・宍粟市民代表(公募)	○						・宍粟市千種市民局長

事 務 局

○	○	○	○	○	○
・宍粟市 危機管理課主査	・宍粟市 危機管理課係長	・宍粟市 市長公室次長	・宍粟市 市長公室長	・宍粟市 危機管理課長	・宍粟市 危機管理課副課長

欠席者
・宍粟市健康福祉部次長

傍 聴 席

宍粟市地域防災計画（案）に対する修正意見（とりまとめ）

編	頁・行	修正・意見等	修正案
第3編 第4編 第5編	頁8 頁6 頁6	国際交流協会の事務局のある「まちづくり推進課」の事務分掌に外国人に関する対応が記載されていない。どの課に問い合わせればよいか、外国人対応（通訳や相談窓口なども含め）をどの課が担当するのか教えていただきたい。	外国人については、現状、要配慮者に含めた対応としていないため、健康福祉対策部（健康福祉部）で対応することとしています。しかしながら、ご意見をいただきましたように、まず、情報発信、相談の面から対応を考える必要があるため、今後、宍粟市国際交流協会や兵庫県国際交流協会に協力を仰ぎながら、相談窓口の初動対応ができるよう協議・調整を図っていきます。
第3編 第4編 第5編	頁16 頁14 頁14	・情報伝達体制図の組織名を「関西電力送配電」に修正 ・姫路エリアの関西電力および関西電力送配電にはフェニックス防災システムが設置されていないため、情報伝達方法は、電話・FAXのみに修正	・修正する。 ・修正する。
第3編	頁31 中段	2 報告の内容 (1) 緊急報告の1行目「消防組合」を「西はりま消防組合」に修正	修正する。
第3編 第4編 第5編	頁39 頁32 頁31	消防防災ヘリコプターの出動要請先 「県災対本部設置時」を「県災害対策本部設置時」に修正	修正する。
第3編 第4編 第5編	頁58 頁52 頁50	「現地にGPSを示す端末が」の「示す」を削除	削除する。
第3編 第4編 第5編	頁80 頁72 頁68	3 電気の2行目 「関西電力は」を「関西電力送配電は」に修正	修正する。
第4編	頁24 下段	「消防組合」を「西はりま消防組合」に修正	修正する。

宍粟市地域防災計画（案）に対する修正意見（とりまとめ）

編	頁・行	修正・意見等	修正案
第4編	頁44	番号7「城下小学校」を「山崎南小学校」に 番号9「戸原小学校」を「旧戸原小学校」に修正	修正案で修正済。
第5編	頁85 標題	「西はりま消防組合共粟消防署」を「西はりま消防組合」に修正	修正する。
第5編	頁86	第2款 危険物事故の対策 1行目 「地元消防本部等」を「西はりま消防組合」に修正	修正する。
第5編	頁93	下から7行目 「西はりま消防本部」を「西はりま消防組合」に修正	修正する。
第5編	頁94	2行目と5行目 「西はりま消防本部」を「西はりま消防組合」に修正	修正する。

令和7年度 宍粟市地域防災計画改訂（追加修正）

第2編第2章第7節 【P15】

指定避難所の外灯の設置状況（令和6年3月31日時点）

No	施設名	住所	設置数
1	城下山崎南小学校	御名20-2	1
2	山崎南中学校	金谷40	1
3	旧戸原小学校	宇原337	2

第3編第6章第2節第2款 【P54】

第5編第5章第2節第2款 【P45】

(1) 市が事前に指定する福祉避難所

地域	施設名	集客人数	浸水想定深	土砂災害警戒区域
山崎地域	宍粟防災センター3階、4階	60人	0.5m未満 「-」	-
一宮地域	一宮市民協働センター	15人	5.0m～10.0m	該当
波賀地域	波賀市民協働センター	50人	0.5m～3.0m	-
千種地域	千種市民協働センター	20人	0.5m～3.0m	-

第2編第3章第3節第2款 【P25】

民間事業者等との協定

名称	主な内容	締結相手	締結年月日	経費
宍粟市地域医療の充実に関する連携基本協定	1 保健、医療、介護、福祉の連携 2 災害発生時に必要な医療提供ができる体制の整備 3 衣料資材や人材の確保 4 各種検診、予防接種及び保健事業等を推進 5 医療人材の育成や確保 6 その他、目的達成に必要なこと	宍粟市医師会	R7.3.6	

第3編第5章第4節第3款 【P45】

第4編第5章第4節第3款 【P39】

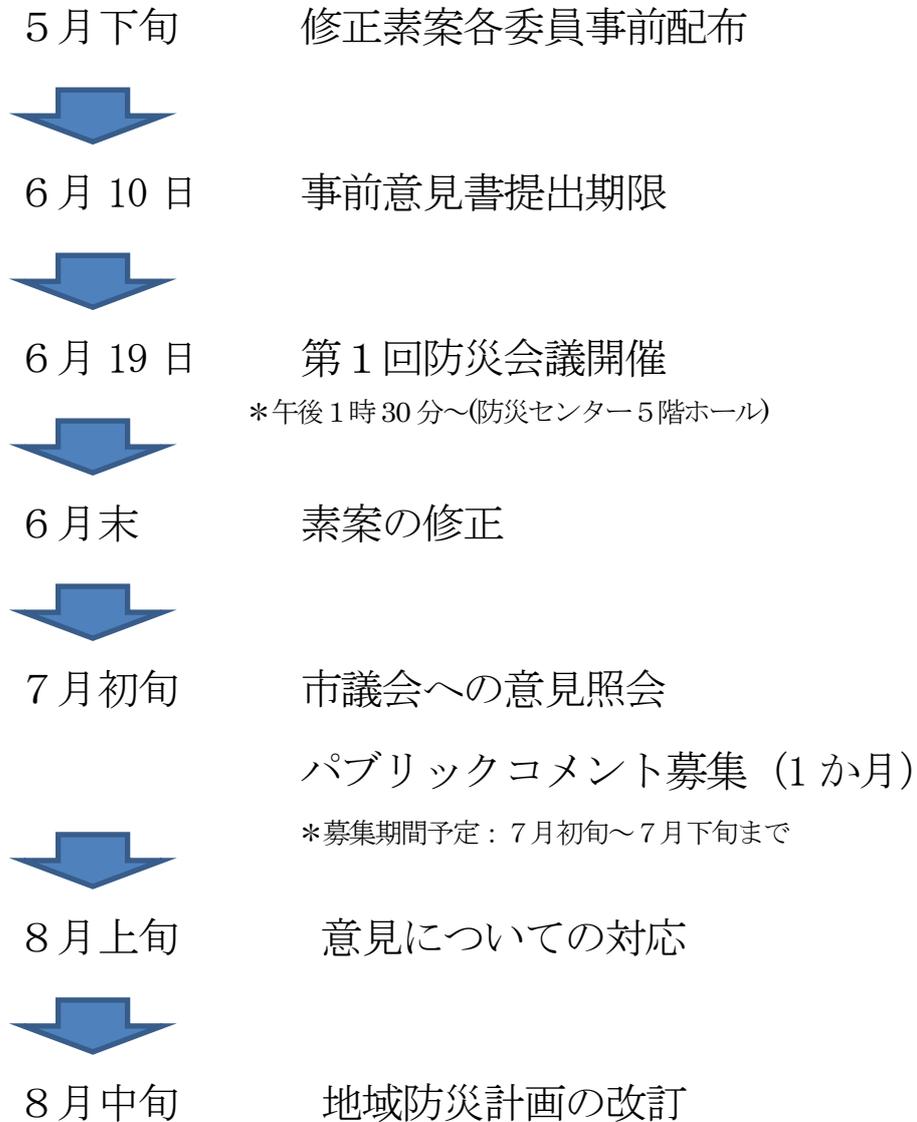
第5編第4章第4節

第3款 【P37】

民間事業者等との協定

名称	主な内容	締結相手	要請先
宍粟市地域医療の充実に関する連携基本協定	1 保健、医療、介護、福祉の連携 2 災害発生時に必要な医療提供ができる体制の整備 3 衣料資材や人材の確保 4 各種検診、予防接種及び保健事業等を推進 5 医療人材の育成や確保 6 その他、目的達成に必要なこと	宍粟市医師会	同会会長 同病院事務部長

今後のスケジュール



令和7年度 取組内容報告

機関名 宍粟市

	実施項目	実施内容	事業規模等	備考
防災に関する取組	山崎町菅野地区 防災訓練	実施日:令和7年10月26日(日) 場所:菅野地区各自治会 災害発生時の初動の確認及び初期 消火活動等により、「自らの地域は自ら が守る」体制づくりを推進する。	菅野地区各自主防災 会、宍粟市	
	宍粟市総合防災 訓練	実施日:令和7年11月9日(日) 場所:千種中学校周辺、千種町各自治 会内 大規模な災害を想定し、自主防災会 及び宍粟市が各関係機関と連携し、応 急対策を迅速かつ的確に処理し、災害 発生時の初期活動体制を確率し、地域 住民の自主防災意識の高揚を図るこ とを目的に訓練を実施する。	千種町各自主防災 会、国交省、陸自、西 はりま消防、宍粟警 察、消防団、千種小中 学校、その他	兵庫県・播磨広 域合同防災訓 練(兵庫県及び 中播磨・西播磨 管内5市6町)
	一宮町総合防災 訓練	実施日:令和7年11月16日(日) 場所:繁盛地区各自治会 繁盛地区において、災害時の初動訓 練及び避難行動を確認し、地域と行政 がそれぞれ迅速かつ的確に対応し、地 域住民の自主防災意識の高揚を図るこ とを目的に訓練を実施する。	繁盛地区自主防災 会、宍粟市	

令和7年度 取組内容報告

機関名 国土交通省 近畿地方整備局
 姫路河川国道事務所

	実施項目	実施内容	事業規模等	備考
防災に関する取組	衛星通信による映像伝送訓練	災害時を想定した被災状況の映像について衛星通信を使用して自治体庁舎で受信する訓練 ※令和7年度：3自治体で実施予定		
	国交省河川事務所長からのホットライン	各市町村長に今後の水位、避難情報発令のタイミング等について情報提供		
	災害発生時のTEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)	技術職員の現地調査等により、河川や砂防、道路などの被害状況を把握し、被害の拡大防止、応急復旧等を技術的に支援 災害対策用機械(排水ポンプ車、照明車、対策本部車、衛星通信車)を派遣し、災害対策を支援		
	平時における地域の防災活動等への協力	訓練や防災イベント等への災害対策用機械の派遣・展示 マイ・タイムライン作成講座や浸水歩行体験等の体験型企画の運営		

	実施項目	実施内容	事業規模等	備考
その他の取組				

※枠は広げていただいても、行を追加していただいても構いません。

※本調書に加えて任意の資料をご提出いただいても差し支えございません(会議資料として使用いたします)。

令和7年度 取組内容報告

機関名 陸上自衛隊姫路駐屯地

	実施項目	実施内容	事業規模等	備考
防災に関する取組	即応態勢の維持	災害派遣の要請に即応するため、命令から1時間以内に出動できる態勢を維持	陸上自衛隊全体で人員約3,900名、車両約1,100両、航空機約40機を配置（駐屯地ごとに編成）	
	「自衛隊統合防災演習JXR」や「南海レスキュー」等への参加	首都直下型地震や南海トラフ巨大地震を見据え、指揮所活動及び実動を含む災害対処能力の向上を図る訓練	陸・海・空の自衛隊のほか、防衛省以外の国の行政機関、地方自治体、企業、団体、防災学の有識者等が参加	
	地方自治体等の防災訓練等への参加	各自治体が計画する防災訓練に参加し、地方自治体や他の行政機関との連携の円滑化を図る	数人～十数人程度（ニーズに応じ調整）	令和6年度実績：2市1町（赤穂市、宍粟市、上郡町）及び2機関（兵庫県警、海上保安庁）

	実施項目	実施内容	事業規模等	備考
その他の取組	各種行事における装備品展示等の支援	装備品展示等により各種行事を支援し、自衛隊の活動に対するご理解を促進することで、有事の際の迅速円滑な活動に資する	数人～十数人程度（ニーズに応じ調整）	

令和7年度 取組内容報告

機関名 兵庫県西播磨県民局総務企画室

	実施項目	実施内容	事業規模等	備考
防災に関する取組	1. ドローンを活用した地域防災力向上支援事業	災害発生時にドローンを活用し、円滑な被害状況の収集・応急対策の実施ができるよう、災害発生対応や防災訓練などの協力者(ドローン防災協力員)として登録することを条件に、ドローン操縦ライセンスの新規取得に要する経費の一部を助成し、災害発生時のドローン活用に向けた態勢整備等を推進する。	(補助対象者) 「無人航空機操縦者技能証明」を新規取得し、協力者(ドローン防災協力員)として県に登録する者。 (補助対象経費等) 国土交通省の登録講習機関への入学金、講習の受講料等。補助率1/2、上限50千円。	
	2. ドローン防災協力員を対象とした研修	ドローン防災協力員の操縦技能及び防災知識の向上を図る。	○2回開催 ※1回4時間程度 ○研修内容は、 ドローンと防災に関する講義、 ドローンの操縦技能実技 など	
	3. 高校生等への防災意識の普及啓発	県立高校等が実施する防災教育のニーズに応じ、有識者(大学教員等)や防災士等を講師として派遣し、防災に関する知識の向上を図るとともに、講義やワークショップを通じて、高校生自らが「共助」の一員となり得る意識・自覚の醸成を促す。 また、令和6年度より、内容のさらなる充実・向上を目的として、教職員を対象とした防災講座を開催している。	希望のあった管内県立高校等での実施を予定。 延べ16校、約3,000人。 (4月30日現在)	
	4. 西播磨地域高校生防災サミットの開催	(調整中)	(調整中)	

○宍粟市防災会議条例

平成17年4月1日

条例第173号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、宍粟市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 宍粟市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 水防法（昭和24年法律第193号）第33条の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 兵庫県知事の部内の職員のうちから市長が指名する職の者
 - (2) 兵庫県警察の警察官のうちから市長が指名する職の者
 - (3) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が指名する職の者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する職の者
 - (5) 副市長及び教育長
 - (6) 西はりま消防組合消防本部消防長
 - (7) 消防団長及び消防団副団長
 - (8) 指定公共機関若しくは指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が任命する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - (10) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者
- 6 前項各号の委員の総数は、45人以内とする。
- 7 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(令6条例33・一部改正)

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、兵庫県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年10月1日条例第228号)

この条例は、公布の日から施行し、平成17年7月1日から適用する。

附 則(平成19年3月14日条例第11号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。(後略)

(宍粟市防災会議条例の一部改正に伴う経過措置)

5 改正法附則第3条第1項の規定により収入役として在職するものとされた者については、第7条の規定による改正後の宍粟市防災会議条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成22年9月29日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月14日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月26日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中宍粟市防災会議条例第3条第5項第6号の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月14日条例第20号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和6年12月20日条例第33号)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

○宍粟市防災会議運営規程

平成18年7月26日

訓令第17号

(趣旨)

第1条 この規程は、宍粟市防災会議条例（平成17年宍粟市条例第173号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、宍粟市防災会議（以下「防災会議」という。）の議事その他会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 防災会議は、会長が招集する。

2 委員は、必要があると認めるときは、会長に対して防災会議の招集を求めることができる。

(会議)

第3条 防災会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

2 防災会議の議長は、会長が当たる。

3 防災会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会長の職務を代行すべき委員)

第4条 条例第3条第4項に規定する会長の職務を代行すべき委員は、副市長の職にある委員とする。

(意見の聴取等)

第5条 会長は、必要と認めるときは、防災会議に専門委員その他相当と認める者の出席を求め、その意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(代理出席)

第6条 委員は、やむを得ない事情により防災会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

2 前項の代理者は、その防災会議において委員とみなす。

(議事の特例)

第7条 防災会議の議案で、一部の特定の機関にのみ関係のある事案については、会長が適宜の方法により関係のある委員と協議して決することができる。

2 会長は、前項の規定により協議して決した事項は、次の防災会議にその旨を報告するものとする。

(専決処分等)

第8条 会長は、防災会議が処理すべき事項のうち、次の各号のいずれかに該当するときは、専

決処分することができる。

(1) 会長において防災会議を招集する暇がないと認めたとき。

(2) 軽易な事項で、速やかに措置を要するとき。

2 前項の規定により専決処分したときは、会長は、その旨を次の防災会議において報告し、承認を求めなければならない。

(部会の設置)

第9条 防災会議は、必要に応じ事務を定めて部会を置くことができる。

(委員の異動報告)

第10条 委員が異動等により変更のあった場合は、当該委員の後任者は、その職、氏名及び異動年月日を速やかに会長に報告しなければならない。

(公表の方法)

第11条 宍粟市地域防災計画を作成し、又は修正した場合その要旨の公表その他防災会議が行う公表は、宍粟市公告式条例（平成17年宍粟市条例第3号）を準用して行う。

(庶務)

第12条 防災会議の庶務は、防災担当課において処理する。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日訓令第6号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。